

# Welcome to 沼土

令和5年6月1日  
静岡県沼津土木事務所

## 河川整備基本方針及び河川整備計画について

### ■概要

「治水」「利水」「環境」の調和の図られた河川整備を進めるため、「河川整備基本方針(河川の将来像)」と「河川整備計画(概ね20年～30年間の具体的な整備計画)」の策定を進めています。

- 「河川整備基本方針」と「河川整備計画」は、河川法において策定が義務付けられた法定計画です。
- 県はこのうち、一級水系の大臣指定区間(県管理区間)の河川整備計画と、二級水系の河川整備基本方針及び河川整備計画を策定します。
- 河川整備基本方針や河川整備計画の策定にあたっては、有識者等で構成される「河川審議会」や、地域住民、地方公共団体の長の意見を聴くことなどが義務付けられています。

### ■沼津土木事務所管内の策定状況

#### 河川整備基本方針

【策定済み】

八木沢大川水系、松原川水系、新中川水系、鮎沢川水系、山川水系、火振川水系、井田大川水系、沼海川水系、大川水系、陰野川水系、古宇川水系、西浦河内川水系、立保川水系

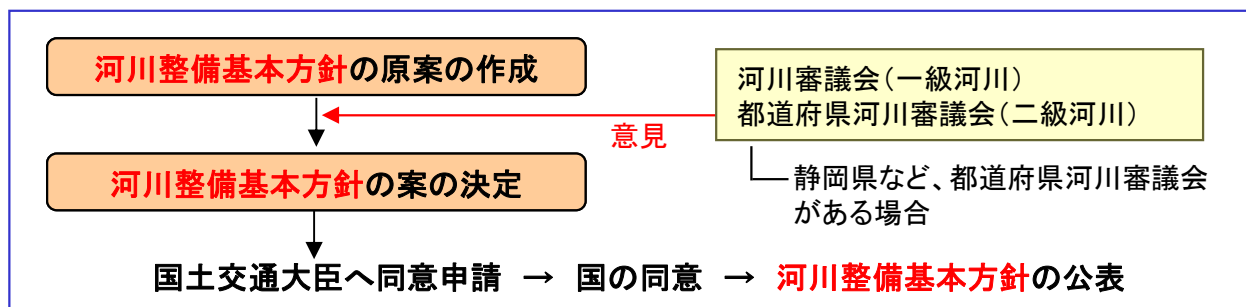
#### 河川整備計画

【策定済み】 狩野川中流域(戸沢川、来光川、三島山田川、境川等)  
富士川富士山麓域(沼川、高橋川等)、八木沢大川、松原川  
引き続き、整備基本方針が策定された河川を対象に策定作業を進めます。

### ■計画の策定手続き

#### 河川整備基本方針

⇒ 基本方針、基本高水流量、計画高水流量 等



#### 河川整備計画

⇒ 目標流量、河川工事、河川の維持の内容

